

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第22回）審議概要

開催日及び場所	令和8年3月9日（月）13時00分～14時15分 福井大学本部棟2階第一・第二会議室（文京キャンパス） 福井大学管理棟3階中会議室（松岡キャンパス）※web会議形式	
出席委員 （敬称略）	○委員長 嵯岡 伸行（国立大学法人福井大学 監事） ○委員 山川 均 （弁護士・弁理士・公認会計士） 佐野 慎治 （国立大学法人福井大学 監事） 小野寺 昌勝（国立大学法人福井大学理事/事務局長） 中川 和治 （国立大学法人福井大学 監査室長）	
審議対象期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日	
個別審査案件	12件	・ 議 事 (1) 前回議事要旨の確認について (2) 令和7年度上半期の契約に係る審査 (3) その他
内訳	6件	
一般競争入札方式	0件	
指名競争入札方式	6件	
随意契約方式		
委員からの意見・質問， それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	審議の過程で出された意見については，適切に対応・検討をお願いすることとし，全体としては特に問題なく処理されている。	

令和7年度上半期の抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、以下のとおり質疑応答が行われた。

【抽出案件】

[一般競争入札]

- ① 福井大学工学系4号館（東）改修工事に伴う精密機器等物品移設業務（往路・復路）
- ② 臨床検査委託業務 尿蛋白免疫電気泳動 2,165 件

[一般競争入札（政府調達方式）]

- ③ 持続可能マテリアル精密評価システム
- ④ 核医学画像診断システム

[随意契約]

- ⑤ 大阪・関西万博出展に係るイベントブース及びコンテンツ改善並びに万博当日に係る運営サポート業務
- ⑥ ノートパソコン
- ⑦ 福井大学松岡キャンパス共同利用施設（放射性同位元素実験施設）廃止に伴うRI 廃棄物廃棄業務委託
- ⑧ 治療用電気手術器
- ⑨ 福井県プレ妊活健診システム構築業務

[一般競争入札]

- ⑩ 福井大学（文京）共用講義棟等空調設備改修工事
- ⑪ 福井大学（医病）ライフライン再生Ⅱ（消雪設備等）工事

[随意契約]

- ⑫ 福井大学（松岡）高度被ばく医療支援施設新営工事（第3回設計変更）

意見・質問	回答
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none">・契約書第11条の「発注者は、受注者の業務従事者が業務の履行上負傷し、疾病にかかり、又は不具、死亡等に至ってもこれに対する補償等の一切の責任を負わないものとする。」という文言は、労働安全衛生法上、効力	<ul style="list-style-type: none">・前回委員会での指摘を受けて、現在はこの条項は削除している。

がないと思われる。

- ・契約書第12条の「受注者は、善良な管理者の注意義務を怠り発注者の建物、器物等を破損したときは、発注者の承諾を得て受注者の費用負担で原状に復帰するものとする。また、発注者は受注者に対し損害賠償を求める場合がある。」とあるが、「発注者の承諾を得て」は不要ではないか。また、「損害賠償を求める場合がある」ではなく「求める」で良いのではないか。さらに第13条に「受注者は、故意又は重大な過失により発注者に業務上の損害を与えたと認められる場合は、その損害の賠償の責任を負うものとする」とあるが、単なる軽微な過失であれば免責となると読める。続けて2項に「著しく不誠実と認められた場合は」とあるが、「著しく」は不要ではないか。
- ・「発注者の承諾を得て」を削除すると、大学に何の許可もとらず原状復帰されてしまうこともあるため「事前連絡の上」等の記載は必要ではないか。
- ・金額的には政府調達になる案件だが、なぜ一般競争方式をとっているのか。
- ・宿泊料の積算は不要だったのか。
- ・入札前に現場説明会などは実施したのか。

②について

- ・契約書に一般的な損害賠償についての記載がないが、記載すべきではないか。
- ・契約期間が9月1日からとあるが、なぜ9月なのか。
- ・予定数量についてはどのように計算しているのか。
- ・契約書に、受注者における個人情報の管理状況について定期的検査等により確認するとさ

- ・今後検討していく。

- ・壊れた機器を破損した場合など、修繕が不要となる場合もあるため、その確認の意味も含めて「発注者の承諾を得て」としている。
- ・大学構内移設であり公道走行を伴わないため、政府調達の特定役務には該当しない。
- ・もし必要となった場合は諸経費での対応となる。
- ・日時を決めての現場説明会は、実施していない。現場確認したいと連絡があれば個別対応を行っている。

- ・第14条に「福井大学役務請負契約基準よる」と記載があり、そちらを準用している。
- ・診療報酬改定が2年に1度6月にあり、それらが反映された他大学の実績や業者の見積を用いて契約手続きをするため9月になる。
- ・直近1年間の実数を基礎に、その5年間分として5倍したものを予定数量としている。
- ・書面で年に1回業者に確認をとっている。

れているが、実際はどのように行っているのか。

③について
特になし

④について

- ・ 10億を超えるような高額な契約については、契約書に、瑕疵や不適合に係る一般的な損害賠償責任について明記すべきではないか。
- ・ 収入印紙が16万円分貼られているが、金額の根拠は。

⑤について

- ・ 検収はどのように行ったのか。
- ・ 受注業者はイベント関連業務の経験があるところなのか。なぜこの業者だったのか。

⑥について

- ・ 契約書に記載押印されている供給者が「部長」だが、契約できるのか。
- ・ この機種がPCが選択された理由は。これらの業者から見積が出てきたのはなぜか。
- ・ 契約手続き的には問題ないが、なぜこのPCを指定したのかの聞き取りは行うべきであ

・ 契約書第20条に「物品供給契約基準及び役務請負契約基準による」と記載しており、基準の方に明記されている。

・ 受注業者は、福井県知事より一般建設業許可を取得しており、当該契約の附帯設備工事については、建設法上の建設工事に該当すると業者が判断し、契約全体に対して建設工事の請負に係る低減措置を適用し16万円の印紙となった。

・ 出店期間中は現地にいる職員を監督職員として発令し、実際の現場を確認してもらい、報告書を提出してもらった。その後、業者からの完了報告書と合わせて検収した。

・ 多くの業者に仕様書を確認してもらい、見積提出があったのは2者だった。仕様書内容について対応できる業者が見積を提出してきたという認識である。

・ 契約権限があることを確認している。

・ 500万円以下の随意契約であるため、機種選定委員会の設置は不要である。ユーザー側の希望で手続きを進めた。見積書提出のあった業者は、附属学園にて情報機器関連で取引実績のある業者に見積依頼を行った結果である。

る。

⑦について

- ・ 契約書に記載されている「集荷作業完了」と「引渡し完了」の違いはなにか。委託料の支払はいつ行うのか。

⑧について

- ・ 2 者の見積りに記載されている製品のメーカー名が異なるが、これは性能が同じ製品なのか。

⑨について

特になし

⑩について

⑪について

- ・ 契約書第 7 条に「請負代金は・・・2 回以内に支払う」とあるが、2 回以内というのはいつか。

⑫について

- ・ 事業完了日の変更後の期限は 8 月 31 日となったが、建物完成の期限は 7 月 31 日とされている理由は。
- ・ 契約書に、本社である受注者と北陸支店である代理人の両方の記載があり、代理人は支店長であるが、代理権はあったのか。代理権があったのであれば、本社の記載は不要ではないか。
- ・ 変更契約による増額分は、工事期間延長に伴う仮設費と現場管理費の増額分のみか。

- ・ アイソトープ協会の規約に準拠し契約書を作成しているが、協会が集荷にきて本学から協会へ RI 廃棄物を引き渡す手順のため、ほとんど同義である。契約上の手続きとしては、「引き渡し完了」は本学がアイソトープ協会へ廃棄物を引き渡し、受取書の受領をもって完了し、「集荷作業完了」は、集荷作業完了書をもって完了する。契約書第 6 条により、委託料は集荷作業完了後に支払う。

- ・ 同一製品だが、メーカー名の表記について、一社は『製造会社』、もう一社は『販売会社』としてそれぞれ記載している。

- ・ 1 回目は前払いで、2 回目は完成引き渡し後の請求書に基づいて支払う。

- ・ 新営工事であるため、建物完成後に物品搬入等に 1 ヶ月の猶予期間を設けるため、工事の工期を 7 月 31 日とした。
- ・ 委任状があり、代理権があることの確認をとっている。今回の変更契約の初回契約時は、一般競争入札であったため、参加資格を求めた。参加資格は本社のみが持っており、今回はこの契約の変更契約であることから、契約書には、受注者と代理人の両方がわかるように作成した。
- ・ そのとおり。